

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月3日から27年10月1日まで
平成22年9月に届いた日本年金機構からはがきにより、A社B工場に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が3回の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間の一つと申立期間の被保険者期間は、同一事業所である上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、同一の被保険者記号番号に重複整理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 9 月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 53 万円から 56 万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が36万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、平成8年4月及び同年5月を41万円、同年6月を38万円、同年7月から同年9月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額38万円から41万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成8年4月、同年5月及び同年7月から同年9月までを41万円、当該賃金台帳において確認できる給与

支給総額から、同年6月を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が32万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 9 月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 41万円から 44万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額 41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が30万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 9 月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 38万円から 41万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額 38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が30万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 9 月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 44 万円から 47 万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が 32 万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、平成8年4月を30万円、同年5月及び同年6月を34万円、同年7月及び同年8月を32万円、同年9月を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額30万円から36万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成8年5月、同年6月及び同年9月を34万円、当該賃金台帳において確認できる給与支給総額から、同

年4月を30万円、同年7月及び同年8月を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が総支給額を記入すべき箇所に基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が28万円を申立人の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月18日から30年6月10日まで
② 昭和30年6月10日から34年9月1日まで

A社B工場及び同社C所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も全く無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間（昭和34年11月1日から35年4月1日まで）に係る資格喪失日から14日後の35年4月15日に支給されたこととなっている。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の請求に伴って申立人の生年月日を訂正したと考えられる「35. 3. 21. 23号にて生年月訂正」との記載が確認できることから、申立人の申立期間に係る脱退手当金の請求は、申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間（昭和34年11月1日から35年4月1日まで）中に行われたものと推認できる。

しかしながら、当時の厚生年金保険法第72条によると、厚生年金保険被保険者期間中においては、脱退手当金の受給権は消滅するとされており、脱退手当金は請求できないことから、申立人の支給記録自体に疑義が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 26 日から 46 年 1 月 10 日まで
A社に勤めていた申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。
しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも、全く記憶に無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人の被保険者資格喪失日の前後3年以内に被保険者資格を喪失し、資格喪失時において、脱退手当金の受給権を有していた女性5名(申立人を除く。)のうち、脱退手当金の支給記録がある者は2名と少なく、そのうち1名は資格喪失日から2年7か月後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から34年12月21日まで
昭和29年2月27日から34年12月21日までのA社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手金の請求及び受給の記憶は全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和34年12月21日）前後4年間に資格喪失した者36名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも5か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月18日から27年11月18日まで
② 昭和32年4月1日から同年12月31日まで

申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月31日から約5か月後の33年5月30日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金に係る資格期間、支給金額、支給年月日等が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

厚生年金保険の被保険者記録では、平成 18 年 6 月の標準賞与額が 16 万 5,000 円と記録されているが、実際に支給された賞与額は 26 万 5,000 円なので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合が保管するB会計帳簿により、申立期間において、申立人に対し 26 万 5,000 円の賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から社会保険事務所（当時）に提出された平成 18 年 6 月 23 日支給に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（控）によると、申立人の賞与額は、16 万 5,000 円と記載されていることが確認でき、当該賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

また、申立人の平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額よりも低額となっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、A組合は、申立人に係る賃金台帳等の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。